



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 6月27日金曜日 第1469号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則.....	715
愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....	729

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等 の変更の許可申請の概要.....	729
屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物の指定.....	729
指定居宅サービス事業者の指定.....	730
指定居宅介護支援事業者の指定.....	730
指定介護老人福祉施設の指定.....	731
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	731
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	731
指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称の変更.....	731
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	732
指定居宅サービス事業の廃止.....	732
指定居宅介護支援事業の廃止.....	733
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	733
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	734
土地改良区役員の退任の届出.....	734
土地改良区の定款変更の認可（3件）.....	734
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	735
県営土地改良事業の工事の完了.....	735
建設業者の許可の取消し.....	735
愛媛県工事執行規程の一部改正.....	736
道路の区域変更（内子河辺野村線外）.....	736
道路の供用開始（ " ）.....	736
道路の位置の指定.....	736
宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づく公告.....	736

公 告

平成14年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の 公表.....	737
愛媛県立伊予三島看護専門学校入学試験の実施.....	737

任 免 辞 令

川村浩司外.....	738
------------	-----

規 則

○愛媛県規則第51号

愛媛県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 雑則（第20条 第22条）」を「第4章

第5章

風景地保護協定及び公園管理団体（第19条の4 第19条の7 雑則（第20条 第22条）

）に改める。

第2条に次の1号を加える。

- (12) 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。）

第3条第1項中「第8条第3項」を「第9条第3項」に改める。

第8条第2項中「法人が」の下に「、公園事業者である法人の分割（当該公園事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは分割により当該公園事業の全部を承継した法人が」を加える。

第9条中「第8条第3項」を「第9条第3項」に改める。

第10条第1項第1号中「又は合併」を「、合併又は分割」に改め、同条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 分割による地位の承継の届出 分割後の法人の登記簿の謄本及び当該公園事業の全部が承継されたことを証する書類

第14条中「又は合併」を「、合併又は分割」に、「代る」を「代わる」に改める。

第15条中「第8条第2項」を「第9条第2項」に、「第8条第3項の」を「第9条第3項の」に改める。

第16条の2第1項中「第12条第4項」を「第14条第4項」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号並びに第4項中「又は景観」を削る。

第16条の3第1項中「第12条第4項第1号」を「第14条第4項第1号」に改め、同項第5号中「又は景観」を削り、同項第6号中「において」を「が定められており、かつ」に改め、同条第2項中「第12条第4項第1号」を「第14条第4項第1号」に、「条例第12条第4項の」を「同項の」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「第12条第4項第1号」を「第14条第4項第1号」に改め、同条第7項中「第12条第4項第1号」を「第14条第4項第1号」に改め、同項第5号中「又は景観」を削り、同条第8項中「第12条第4項第1号」を「第14条第4項第1号」に改め、同条第9項中「第12条第4項第1号」を「第14条第4項第1号」に、同項第7号イ中「第12条第4項」を「第14条第4項」に改め、同項第8号中「又は景観」を削り、同条第10項中「第12条第4項第1号」を「第14条第4項第1号」に改め、同項第10号中「又は景観」を削り、同条第11項中「第12条第4項第1号」を「第14条第4項第1号」に改め、同項第2号中「又は景観」を削り、同条第12項中「第12条第4項第1号」を「第14条第4項第

1号」に改め、同条第13項中「第12条第4項第2号」を「第14条第4項第2号」に改め、同条第14項中「第12条第4項第3号」を「第14条第4項第3号」に改め、同条第15項中「第12条第4項第3号」を「第14条第4項第3号」に改め、同項第1号中「第12条第4項」を「第14条第4項」に改め、同号工中「において」を「が定められており、かつ」に改め、同項第5号中「、第1号アの規定の例によるほか」を削り、同条第16項中「第12条第4項第4号」を「第14条第4項第4号」に改め、同項第2号中「又は景観」を削り、同条第17項中「第12条第4項第4号の2」を「第14条第4項第5号」に改め、同条第18項中「第12条第4項第4号の3」を「第14条第4項第6項」に改め、同項第1号力及び第2号才中「又は景観」を削り、同条第25項中「第12項第4項各号」を「第14条第4項各号」に改め、同項第1号及び第2号中「又は景観」を削り、同項第3号中「第12条第4項」を「第14条第4項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「第12条第4項各号」を「第14条第4項各号」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項中「第12条第4項第9号」を「第14条第4項第13号及び第14号」に改め、同項を同条第24項とし、同条第22項中「第12条第4項第8号」を「第14条第4項第12号」に改め、「又は景観」を削り、同項を同条第23項とし、同条第21項中「第12条第4項第7号」を「第14条第4項第10号及び第11号」に改め、同項第2号中「、又は」を「若しくは」に改め、「とする植物」の下に「、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物」を加え、同号ただし書中「当該植物」を「当該動植物」に改め、同項を同条第22項とし、同条第20項中「第12条第4項第6号」を「第14条第4項第9号」に改め、同項第2号中「を建築する」を「その他の工作物を設置する」に改め、「その他土地を階段状に造成するため」を削り、同号の次に次の1号を加え、同項を同条第21項とする。

(2)の2 土地を階段状に造成するものでないこと(農林漁業を営むために必要と認められるものを除く。)

第16条の3第19項中「第12条第4項第5号」を「第14条第4項第8号」に改め、同項第1号イ(イ)中「若しくは景観」を削り、同項第3号中「又は景観」を削り、同項を同条第20項とし、同条第18項の次に次の1項を加える。

19 条例第14条第4項第7号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第5号から第9号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第3号及び第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

- (1) 第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。
- (2) 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)を集積し、又は貯蔵するものでないこと。
- (3) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

- (4) 自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
- (5) 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。
- (6) 集積し、又は貯蔵する高さが10メートルを超えないものであること。
- (7) 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
- (8) 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。
- (9) 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。
- (10) 支障木の伐採が僅少であること。
- (11) 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

第16条の3の次に次の1条を加える。

(土地所有者等との協議)

第16条の4 知事は、条例第14条第4項第13号の区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

第17条中「第12条第9項第2号」を「第14条第9項第3号」に改め、同条第6号中「第12条第4項」を「第14条第4項」に改め、同条第25号の2の次に次の10号を加える。

- (25)の3 15メートル以下の高さで、かつ、10平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。
- (25)の4 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの
- (25)の5 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。
- (25)の6 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。
- (25)の7 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (25)の8 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (25)の9 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (25)の10 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (25)の11 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (25)の12 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設において

荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

第17条第26号中「おける」を「ある」に、「第12条第4項第7号」を「第14条第4項第10号」に改め、同号の次に次の4号を加える。

(26)の2 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(26)の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(26)の4 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

(26)の5 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

第17条中第28号の13を第28号の29とし、第28号の2から第28号の12までを16号ずつ繰り下げ、第28号の次に次の16号を加える。

(28)の2 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入ること。

(28)の3 森林の保護管理のために立ち入ること。

(28)の4 林道の整備に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

(28)の5 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区の指定に係る予定地の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

(28)の6 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために立ち入ること。

(28)の7 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。

(28)の8 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために立ち入ること。

(28)の9 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

(28)の10 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

(28)の11 文化財保護法第69条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。

(28)の12 測量法第3条の規定による測量のために立ち入ること。

(28)の13 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること。

(28)の14 条例第14条第4項第13号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

(28)の15 条例第14条第4項第13号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

(28)の16 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。

(28)の17 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。

第17条の2第1項及び第3項中「第14条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第17条の13とし、第17条の次に次の11条を加える。

（土地所有者等との協議）

第17条の2 知事は、利用調整地区の指定に当たつては、その区域内の土地所有者等の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

（利用調整地区における認定等を要しない行為）

第17条の3 条例第15条第3項第5号に規定する規則で定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

(1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

ア 第17条第6号、第6号の2、第7号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第7号の2、第8号、第10号の2、第10号の4、第14号、第15号、第23号、第25号、第25号の2、第26号の3、第28号の18、第28号の27又は第29号に掲げる行為

イ 農林漁業を営むために行う第17条第1号、第4号、第5号、第18号及び第26号の2に掲げる行為

(2) 農業を営むために通常行われる行為

(3) 森林の保護管理のために行われる行為

(4) 林道の整備に当たつて必要な事前調査を行うこと。

(5) 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区の予定に係る予定地の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査を行うこと。

(6) 漁業を営むために通常行われる行為

(7) 漁業取締りの業務を行うこと。

(8) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）を行うこと。

(9) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持

又は同法第2条の規定により指定された土地の監視を行うこと。

- (10) 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理を行うこと。
- (11) 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査を行うこと。
- (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査を行うこと。
- (13) 航路標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為
- (14) 鉱業権を有する者が行う第17条第18号又は第19号に掲げる行為
- (15) 文化財保護法第69条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧を行うこと。
- (16) 測量法第3条の規定による測量を行うこと。
- (17) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地において行う行為
- (18) 利用調整地区の区域内に存する施設を維持管理する行為
- (19) 利用調整地区以外の区域において、この条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過すること。
- (20) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うこと。
- (21) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為
- (22) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

（立入りの認定の基準）

第17条の4 条例第16条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用調整地区の区域内の風致の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして知事が利用調整地区ごとに定める人数の範囲内であること。
- (2) 利用調整地区の区域内の風致の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして知事が利用調整地区ごとに定める期間内であること。
- (3) 利用調整地区において、風致の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれのあるものとして次に掲げる行為を行うものでないこと。

ア 生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。

イ 野生動物に餌を与えること。

ウ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。

エ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

オ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。

カ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声機その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

- (4) 知事が利用調整地区ごとに定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用調整地区内の風致の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして知事が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。

（立入りの認定の申請）

第17条の5 条例第16条第2項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 立ち入ろうとする利用調整地区の名称
- (3) 立ち入ろうとする期間
- (4) 立入りの目的
- (5) 立入りの方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

2 前項の申請書には、利用者が前条第3号から第5号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

（立入認定証の記載事項）

第17条の6 条例第16条第4項の立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 利用調整地区の名称
- (2) 立入認定証の有効期間
- (3) 立入認定証を受けた者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他必要な事項

2 知事又は指定認定機関は、前項の立入認定証の交付に際して、利用者に対し、第17条の4第4号に規定する注意事項その他の利用調整地区の区域内の風致の維持及びその適正な利用を図るために必要な事項について、書類の交付その他の適切な方法により、説明を行うものとする。

（立入認定証の再交付）

第17条の7 条例第16条第5項の規定による立入認定証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 認定を受けた利用調整地区の名称
- (3) 立入認定証の番号及び交付年月日
- (4) 立入認定証を亡失し、又は立入認定証が滅失した事情（指定認定機関の指定の申請等）

第17条の8 条例第17条第2項の規定による指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の

氏名及び主たる事務所の所在地)

- (2) 認定関係事務を行おうとする事務所の所在地
- (3) 認定関係事務を行おうとする利用調整地区の名称
- (4) 認定関係事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
- (3) 申請者が法人である場合は、役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (4) 認定関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- (5) 申請者が条例第17条第3項各号の規定に該当しないことを説明した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)

第17条の9 条例第19条第1項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第19条第1項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

第17条の10 条例第19条第2項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第19条第2項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(認定関係事務の休廃止の許可の申請)

第17条の11 条例第19条第4項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする認定関係事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日
- (3) 休止しようとする場合にあっては、その期間
- (4) 休止又は廃止の理由

(認定関係事務の引継ぎ等)

第17条の12 指定認定機関は、知事が条例第19条第5項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第4項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が条例第21条第2項若しくはは

第3項の規定により指定を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 認定関係事務を知事に引き継ぐこと。
 - (2) 認定関係事務に関する帳簿及び書類を知事に引き継ぐこと。
 - (3) その他知事が必要と認める事項
- 第18条中「第14条第1項第1号」を「第25条第1項第1号」に改める。

第19条中「第14条第7項第2号」を「第25条第7項第3号」に改める。

第19条の2第1項中「第12条第6項」を「第14条第6項」に、同条第2項中「第12条第7項」を「第14条第7項」に改める。

第19条の3第1項中「第12条第4項」を「第14条第4項」に、「第14条第1項」を「第25条第1項」に、「第17条の2第2項」を「第17条の13第2項」に改め、同条第3項中「第12条第4項」を「第14条第4項」に、「第14条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 風景地保護協定及び公園管理団体

(風景地保護協定の基準)

第19条の4 条例第30条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- (2) 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的(以下「耕作の目的等」という。)に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んではならない。
- (3) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病害虫の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならない。
- (4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものでなければならない。
- (5) 風景地保護協定の有効期間は、5年以上20年以下でなければならない。
- (6) 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。
- (7) 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならない。
- (8) 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならない。

(風景地保護協定の公告)

第19条の5 条例第31条第1項(条例第34条において準用す

る場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- (1) 風景地保護協定の名称
- (2) 風景地保護協定区域
- (3) 風景地保護協定の有効期間
- (4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
- (5) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- (6) 風景地保護協定の縦覧場所

第19条の6 前条の規定は、条例第33条(条例第34条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(公園管理団体の指定基準)

第19条の7 条例第36条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 営利を目的としないことその他条例第37条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第20条中「第16条第3項、第18条第3項」を「第22条第2項、第27条第3項、第29条第3項」に、「第19条第4項」を「第42条第4項」に改める。

第21条中「第20条第3項」を「第43条第3項」に改める。

様式第7号(その11)を同様式(その14)とし、同様式(その10)を同様式(その12)とし、同様式(その12)の次に次の1様式を加える。

様式第7号(その13)

特別地域内指定区域内への立入り許可申請書		
愛媛県知事 殿		年 月 日
申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあっては、その代表者の氏名		
自然公園の名称		
行為の目的		
行為の場所	市 郡	町 村 大字 字 番地
行為地及びその付近の状況		
立ち入る者の人数及び氏名並びに期間		
立ち入る経路又は範囲		
立ち入る方法		
行為予定期日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
関係法令による手続の進捗状況		
備考		

- 注 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地(急緩の別)、平坦地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。
- 3 「立ち入る者の人数及び氏名並びに期間」欄には、申請者を含めた人数、全員の氏名及び立入り期間を記入すること。
- 4 「立ち入る方法」欄には、1日2回通行する、特定の場所にとどまつて調査を行う等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7号(その9)を同様式(その10)とし、同様式(その10)の次に次の1様式を加える。

様式第7号(その11)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物 の卵の採取(損傷))許可申請書		
愛媛県知事 殿		年 月 日
申請者 氏名又は名称及び住所並 びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名 ㊟		
自然公園の名称		
行為の目的		
行為の場所	市 郡 町 村 大字 字 番地	
行為地及びその付近の状況		
動物(卵)の種類		
行為の施行方法	捕獲(殺傷)(採取(損傷))物の数量	
	捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法	
行為予定期日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
関係法令による手続の進ちよく状況		
備 考		

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地(急緩の別)、平坦地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。
- 4 「捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法」欄には、捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法、使用器具の名称等を記入すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7号(その8)を同様式(その9)とし、同様式(その7)を同様式(その8)とし、同様式(その6)の次に次の1様式を加える。

様式第7号(その7)

特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書	
年 月 日	
愛媛県知事 殿	
申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名 ㊟	
自然公園の名称	
行為の目的	
行為の場所	市 町 大字 字 番地 郡 村
行為地及びその付近の状況	
集積(貯蔵)物の種類	
行為の施行方法	集積(貯蔵)方法
	土地使用面積及び集積(貯蔵)する高さ
	関連行為の概要
	集積(貯蔵)設備
行為予定期日	着 手 年 月 日
	完 了 年 月 日
関係法令による手続の進ちよく状況	
備 考	

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地(急緩の別)、平坦地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第20条関係） 身分証明書

（表）

第 号

身 分 証 明 書

写 真
ち よ う 付所 属
職 名
氏 名

上記の者は、愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）第22条第1項、第27条第2項、第29条第2項及び第42条第1項並びに愛媛県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）第11条第1項（同規則第15条の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定認定機関に対する立入検査、愛媛県立自然公園の保護又は利用のために必要な立入検査、指示等若しくは実地調査のための立入り、標識の設置等又は公園事業の執行に関し立入検査等を行う職員であることを証明する。

年 月 日 交付

愛媛県知事

印

愛媛県立自然公園条例（抄）

（報告徴収及び立入検査）

第22条 知事は、第16条から第23条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第27条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第14条第4項若しくは第15条第3項第6号の規定による許可を受けた者又は第25条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第14条第4項、第15条第3項第6号、第25条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、第14条第4項各号、第15条第3項第6号若しくは第25条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(裏)

(利用のための規制)

第29条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - (2) 著しく悪臭を発生させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でも引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- 2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(実地調査)

第42条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律又は条例に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

- 2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。
- 4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

愛媛県立自然公園条例施行規則(抄)

(報告の徴収及び立入検査)

第11条 知事は、公園事業者に対し、公園事業の執行に関し報告を命じ、又は当該職員に公園事業に係る施設に立ち入らせ、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは公園事業の執行に関し質問をさせることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 公園事業者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、虚偽の陳述をしてはならない。

注 証明書の大きさは、日本工業規格A6とし、中央の点線から二つ折とすること。

附 則

この規則は、平成15年 7月 1日から施行する。

○愛媛県規則第52号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 133 条に次の 1 項を加える。

- 4 契約担当者は、工事の請負契約並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務の委託契約（以下「工事の請負契約等」という。）については、第 1 項の規定による予定価格を当該工事の請負契約等に係る入札を執行する前に公表しなければならない。この場合において、当該工事の請負契約等に係る予定価格を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、封書にすることを要しない。

附則第18項を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成15年 7月 1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県会計規則第 133 条第 4 項の規定は、この規則の施行の日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名を行う工事の請負契約並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務の委託契約（以下「工事の請負契約等」という。）について適用し、同日前に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名を行った工事の請負契約等については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1386号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第 8 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項に規定する書面は、愛媛県庁及び伊方町役場において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成15年 6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
香川県高松市丸の内 2 番 5 号
四国電力株式会社
取締役社長 大西 淳
- 2 工場・事業場の名称及び所在地
四国電力株式会社 伊方発電所
西宇和郡伊方町九町コチワキ 3 番耕地40の 3
- 3 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第 188 号）別表第 1 第72号
- 4 変更しようとする事項の内容
汚水等の処理の方法等の変更

5 汚水等の処理施設に関する事項

1・2号総合排水処理装置

使用開始の年月日	昭和52年 9月		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート		
処理施設の主要寸法	幅 19.55メートル 奥行 50.30メートル		
処理施設の能力	1日当たり2,400立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	砂ろ過、pH調整		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~9.8 最大 5.8~9.8	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 84 最大 86	通常 10 最大 15
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 32 最大 33	通常 15 最大 20
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 27 最大 45	通常 27 最大 45
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 2	通常 2 最大 2
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1,473 最大 1,692		

- 6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量変更なし。

○愛媛県告示第1387号

愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）第14条第 4 項第 7 号の規定に基づき、知事の許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物を次のとおり指定し、平成15年 7月 1日から施行する。

平成15年 6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第48号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源及び同条第 5 項に規定する再生部品

○愛媛県告示第1388号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870103375	医療法人 たくま会	松山市保免上2丁目3番10号	通所介護	デイサービス せと	愛媛県松山市余戸南2丁目19番33号	平成15年5月12日
3870103367	日立コンシューマ・マーケティング株式会社	東京都港区西新橋2丁目15番12号	福祉用具貸与	日立コンシューマ・マーケティング株式会社 中四国社 愛媛支店	愛媛県松山市内宮町2007番地	平成15年5月12日
3870103383	有限会社 創夢会	松山市石風呂町400番地	訪問介護	すみれ野介護サービスセンター	愛媛県松山市石風呂町400番地	平成15年5月19日
3870103359	コンピューターシステム株式会社	松山市三番町7丁目13番13号	福祉用具貸与	コンピューターシステム株式会社 介護福祉事業部 ところ	愛媛県松山市三番町7丁目13番地13ミツネビル6階	平成15年5月1日
3810111397	愛媛医療生活協同組合	松山市中村3丁目1番1号	通所リハビリテーション	城北診療所	愛媛県松山市姫原3丁目7-17	平成15年5月1日
3873500601	株式会社 ケアメイツ・ネットワーク	松山市天山2丁目5番5号	訪問介護	アトムケアサポート砥部	愛媛県伊予郡砥部町高尾田718番地	平成15年5月1日
3870200668	株式会社 セカイフジ	今治市中日吉町1丁目5番34号	福祉用具貸与	アズモア ケアサービス	愛媛県今治市上徳字徳久甲711番地1	平成15年5月1日
3871100289	社会福祉法人聖カタリナ	北条市中西内250番地2	短期入所生活介護	指定短期入所生活介護事業所聖マルチンの家	愛媛県北条市中西内250番地2	平成15年5月1日
3873200723	社会福祉法人鷲峰会	越智郡上浦町大字井口3865番地1	短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所多々羅の里	愛媛県越智郡上浦町大字井口3865番地1	平成15年5月1日
3871200261	有限会社 どうぜんサービス	東予市石田864番地	訪問介護	有限会社 どうぜんサービス	愛媛県東予市石田864番地	平成15年5月1日
3873600336	宮脇商会 有限会社	喜多郡五十崎町大字平岡甲63番地の1	福祉用具貸与	宮脇商会 有限会社	愛媛県喜多郡五十崎町大字平岡甲63番地の1	平成15年5月26日
3870600446	石鎚交通株式会社	西条市神拝乙36番地の4	訪問介護	いしづち介護サービス	愛媛県西条市朔日市893番地の6	平成15年5月26日
3870103391	特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター	松山市紅葉町3番45号	訪問介護	ひめヘルプ	愛媛県松山市高砂町2丁目3-3-201	平成15年5月26日
3870103417	株式会社 メディックス	伊予郡砥部町重光150番地1	痴呆対応型協同生活介護	グループホーム パートナーハウスこすもす	愛媛県松山市高井町724番1	平成15年5月27日
3873800357	株式会社 コムスン	東京都港区六本木4丁目8番5号	福祉用具貸与	株式会社 コムスン 愛媛福祉用具センター	愛媛県東宇和郡宇和町卯之町2-307	平成15年5月29日
3870103425	株式会社 コムスン	東京都港区六本木4丁目8番5号	訪問介護	株式会社 コムスン 山東部ケアセンター	愛媛県松山市北久米町560-3	平成15年5月29日

○愛媛県告示第1389号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3871100271	社会福祉法人 聖カタリナ	北条市中西内250番地2	居宅介護支援事業	指定居宅介護支援事業所 聖マルチンの家	愛媛県北条市中西内250番地2	平成15年5月1日
3870103383	有限会社 創夢会	松山市石風呂町400番地	居宅介護支援事業	すみれ野介護サービスセンター	愛媛県松山市石風呂町400番地	平成15年5月19日
3870900218	三島交通株式会社	伊予三島市朝日2丁目1番10号	居宅介護支援事業	三島介護サービス	愛媛県伊予三島市朝日2丁目1-10	平成15年5月19日
3870103409	特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター	松山市紅葉町3番45号	居宅介護支援事業	ひめヘルプ	愛媛県松山市高砂町2丁目3-3-201	平成15年5月26日

○愛媛県告示第1390号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護老人福祉施設の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護老人福祉施設		指定年月日
				名称	所在地	
3871100297	社会福祉法人 聖カタリナ	北条市中西内250番地2	介護老人福祉施設	聖マルチンの家	愛媛北条市中西内250番地2	平成15年5月1日
3873200731	社会福祉法人 鷲峰会	越智郡上浦町大字井口3865番地1	介護老人福祉施設	多々羅の里	愛媛県越智郡上浦町大字井口3865番地1	平成15年5月1日

○愛媛県告示第1391号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3873700128	三崎町	三崎町三崎692番地	通所介護	三崎町（住民課）	三崎町（保健福祉課）	三崎町三崎692番地	平成15年4月1日
3873700128	三崎町	三崎町三崎692番地	訪問介護	三崎町（住民課）	三崎町（保健福祉課）	三崎町三崎692番地	平成15年4月1日
3870600198	有限会社 えひめ介護ネットワーク	西条市古川甲265番地1	訪問介護	有限会社えひめ介護ネットワーク本部指定訪問介護事業所	えひめ介護ネットワーク本部指定訪問介護事業所	西条市古川甲265番地1	平成15年4月14日

○愛媛県告示第1392号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870600255	西条市農業協同組合	西条市大町200番地6	福祉用具貸与	J A 西条福祉用具サービス	愛媛県西条市大町200-6	愛媛県西条市大町200-1	平成15年4月1日
3873800167	有限会社 ひまわり商会	東宇和郡宇和町上松葉392番地2	福祉用具貸与	有限会社ひまわり商会	愛媛県東宇和郡宇和町上松葉392-2	愛媛県東宇和郡宇和町大字小野田373番地4	平成15年5月1日
3873900124	社会福祉法人 松野町社会福祉協議会	北宇和郡松野町大字松丸1661番地13	訪問介護	松野町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡松野町大字延野々1406-4	愛媛県北宇和郡松野町大字松丸1661-13	平成14年10月20日
3870600180	西条市農業協同組合	西条市大町200番地6	訪問介護	J A 西条ホームヘルパーステーション	愛媛県西条市大町200-6	愛媛県西条市大町200-1	平成15年4月1日
3873200137	社会福祉法人 波方町社会福祉協議会	越智郡波方町樋口250番地	訪問介護	社会福祉法人波方町社会福祉協議会	愛媛県越智郡波方町樋口250	愛媛県越智郡波方町樋口甲250	平成15年4月1日
3873200178	社会福祉法人 伯方町社会福祉協議会	越智郡伯方町木浦3930番地1	訪問介護	社会福祉法人伯方町社会福祉協議会	愛媛県越智郡伯方町木浦3930-1	愛媛県越智郡伯方町木浦甲3930-1	平成15年4月1日
3873900124	社会福祉法人 松野町社会福祉協議会	北宇和郡松野町大字松丸1661番地13	訪問入浴	松野町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡松野町大字延野々1406-4	愛媛県北宇和郡松野町大字松丸1661-13	平成14年10月20日
3873500213	社会福祉法人 双海夕なぎ会	伊予郡双海町上灘5269番地1	訪問入浴	指定訪問入浴介護事業所双海夕なぎ荘	愛媛県伊予郡双海町上灘5269-1	愛媛県伊予郡双海町串甲3670-16	平成15年4月1日

○愛媛県告示第1393号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事

業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支 援事業者の開設者 の名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの 種類	指定居宅介護支 援事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870600230	有限会社 えひめ介護 ネットワーク	西条市古川甲265番地 1	居宅介護 支援事業	有限会社えひめ介 護ネットワーク本 部指定居宅介護支 援事業所	えひめ介護ネット ワーク本部指定居 宅介護支援事業所	西条市古川甲265番 地1	平成15年 4月14日

○愛媛県告示第1394号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支 援事業者の開設者 の名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの 種類	指定居宅介護支 援事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3873900124	社会福祉法人 松野町 社会福祉協議会	北宇和郡松野町大字松 丸1661番地13	居宅介護 支援事業	松野町社会福祉協議 会	愛媛県北宇和郡松 野町大字延野々14 06-4	愛媛県北宇和郡松 野町大字松丸1661 -13	平成14年 10月20日
3870200049	医療法人 滴水会	今治市末広町1丁目5 番5	居宅介護 支援事業	居宅介護支援センタ ーひうち	愛媛県今治市黄金 町3-2-7	愛媛県今治市黄金 町3-2-7メゾ ンオークス	平成15年 4月1日
3870600115	西条市農業協同組合	西条市大町200番地6	居宅介護 支援事業	J A 西条居宅介護支 援センター	愛媛県西条市大町 200-6	愛媛県西条市大町 200-1	平成15年 4月1日
3873200178	社会福祉法人 伯方町 社会福祉協議会	越智郡伯方町木浦3930 番地1	居宅介護 支援事業	社会福祉法人伯方町 社会福祉協議会	愛媛県越智郡伯方 町木浦3930-1	愛媛県越智郡伯方 町木浦甲3930-1	平成15年 4月1日
3813610023	医療法人 里久会	愛媛県喜多郡五十崎町 平岡甲135-1	居宅介護 支援事業	土居内科外科医院	愛媛県喜多郡五十 崎町平岡甲135- 1	愛媛県喜多郡五十 崎町平岡甲139- 1	平成15年 4月14日

○愛媛県告示第1395号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービ ス事業者の開設者 の名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービ ス事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3810111561	医療法人 嘉仁会	松山市富久町360番地 1	通所リハビリテ ーション	医療法人嘉仁会松山西 病院	愛媛県松山市富久町36 0-1	平成15年3月31日
3813328196	医療法人 辻井循環器 科内科	温泉郡重信町田窪2030 番地	通所リハビリテ ーション	辻井循環器科内科	愛媛県温泉郡重信町田 窪2030	平成15年3月31日
3813328196	医療法人 辻井循環器 科内科	温泉郡重信町田窪2030 番地	訪問リハビリテ ーション	辻井循環器科内科	愛媛県温泉郡重信町田 窪2030	平成15年3月31日
3813328196	医療法人 辻井循環器 科内科	温泉郡重信町田窪2030 番地	訪問介護	辻井循環器科内科	愛媛県温泉郡重信町田 窪2030	平成15年3月31日
3810828032	医療法人 綏愛会	川之江市上分町732番 地1	短期入所療養介 護	医療法人綏愛会石川病 院	愛媛県川之江市上分町 732-1	平成15年3月31日
3873000057	社会福祉法人 別子山 村社会福祉協議会	宇摩郡別子山村241番 地6	訪問介護	社会福祉法人別子山村 社会福祉協議会	愛媛県宇摩郡別子山村 241-6	平成15年3月31日
3870800228	川之江市農業協同組合	川之江市妻島町1121番 地	通所介護	J A 川之江市デイサー ビスセンターあつたか 荘	愛媛県川之江市妻島町 1525	平成15年3月31日
3870800079	川之江市農業協同組合	川之江市妻島町1121番 地	福祉用具貸与	J A 川之江市	愛媛県川之江市妻島町 1525	平成15年3月31日
3870800079	川之江市農業協同組合	川之江市妻島町1121番 地	訪問介護	J A 川之江市	愛媛県川之江市妻島町 1525	平成15年3月31日
3870101080	株式会社 武智	松山市南江戸町2丁目 650番地7	訪問介護	株式会社武智福祉事業 部せとうち介護センタ ー	愛媛県松山市南江戸町 2-1-38	平成15年4月1日

3870101353	社会福祉法人 松山紅梅会	松山市北梅本町1624番地1	福祉用具貸与	福祉用具貸与事業梅本の里	愛媛県松山市北梅本町1624-1	平成15年4月1日
3873900108	南国商事株式会社	北宇和郡津島町高田甲381番地1	訪問介護	南国介護サービス事業所	愛媛県北宇和郡津島町高田甲381-1	平成15年4月1日
3810728117	医療法人 北斗会	大洲市東大洲5番地	短期入所療養介護	大洲中央病院	愛媛県大洲市東大洲5番地	平成15年4月30日
3870200502	株式会社 アクティブスタイル	今治市中日吉町1丁目5番34号	福祉用具貸与	アズモア今治ワールドハウジングプラザ店	愛媛県今治市上徳字徳久甲711-1	平成15年4月30日
3871100156	社会福祉法人 聖マルチンの家	香川県坂出市沖の浜1番5号	短期入所生活介護	指定短期入所生活介護事業所聖マルチンの家	愛媛県北条市中西内250	平成15年4月30日
3810111397	愛媛医療生活協同組合	松山市中村3丁目1番1号	通所介護	城北診療所	愛媛県松山市姫原3丁目7-17	平成15年5月1日
3813928201	津島町	北宇和郡津島町岩松甲471番地	短期入所療養介護	町立津島病院	愛媛県北宇和郡津島町大字高田丙15番地	平成15年5月1日

○愛媛県告示第1396号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3810110423	医療法人 たくま会	松山市保免上2丁目3番10号	居宅介護支援事業	福原内科医院	愛媛県松山市保免上2-3-10	平成15年3月31日
3810111561	医療法人 嘉仁会	松山市富久町360番地1	居宅介護支援事業	医療法人嘉仁会松山西病院	愛媛県松山市富久町360-1	平成15年3月31日
3810910152	医療法人社団 栗整形外科病院	伊予三島市中之庄町398番地1	居宅介護支援事業	栗整形外科病院	愛媛県伊予三島市中之庄町398-1	平成15年3月31日
3870800152	川之江市農業協同組合	川之江市妻鳥町1121番地	居宅介護支援事業	J A川之江市居宅介護支援センター	愛媛県川之江市妻鳥町1525	平成15年3月31日
3873000057	社会福祉法人 別子山村社会福祉協議会	宇摩郡別子山村241番地6	居宅介護支援事業	社会福祉法人別子山村社会福祉協議会	愛媛県宇摩郡別子山村241-6	平成15年3月31日
3873200053	大西町	越智郡大西町宮脇506番地1	居宅介護支援事業	指定居宅介護支援事業所大西町福祉課	愛媛県越智郡大西町宮脇506-1	平成15年4月1日
3873200129	吉海町	越智郡吉海町八幡137番地	居宅介護支援事業	吉海町保健センター	愛媛県越智郡吉海町幸新田147	平成15年4月1日
3873500122	広田村	伊予郡広田村総津398番地	居宅介護支援事業	広田村在宅介護支援センター	愛媛県伊予郡広田村総津398	平成15年4月1日
3873200095	波方町	越智郡波方町樋口250番地	居宅介護支援事業	波方町指定居宅介護支援事業所	愛媛県越智郡波方町樋口250	平成15年4月17日
3871100040	社会福祉法人 聖マルチンの家	香川県坂出市沖の浜1番地5	居宅介護支援事業	指定居宅介護支援事業所聖マルチンの家	愛媛県北条市中西内250	平成15年4月30日

○愛媛県告示第1397号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名称	所在地	
3810410039	医療法人 青峰会	八幡浜市五反田1丁目1046番1	介護療養型医療施設	医療法人青峰会真網代くじりハビリテーション病院	愛媛県八幡浜市真網代229-5	平成15年4月30日
3810728117	医療法人 北斗会	大洲市東大洲5番地	介護療養型医療施設	大洲中央病院	愛媛県大洲市東大洲5番地	平成15年4月30日
3810128821	医療法人社団 渡部整形外科	松山市古川西1丁目1番11	介護療養型医療施設	渡部整形外科	愛媛県松山市古川西1丁目1-11	平成15年5月1日

3813928201	津島町	北宇和郡津島町岩松47 1番地	介護療養型医療 施設	町立津島病院	愛媛県北宇和郡津島町 高田丙15番地	平成15年5月1日
------------	-----	--------------------	---------------	--------	-----------------------	-----------

○愛媛県告示第1398号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東予市周布開田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	手 嶋 鼎	東予市吉田379番地
"	一 色 康 浩	東予市吉田347番地
"	塩 崎 幸 隆	東予市周布1410番地
"	藤 原 幸 雄	東予市周布872番地の1
"	宇佐美 政 夫	東予市吉田1290番地の2
"	越 智 秀 臣	東予市吉田620番地
"	真 田 満 雄	東予市吉田606番地
"	佐 山 保	東予市吉田530番地
"	越 智 真 治	東予市吉田492番地
"	青 野 充 則	東予市吉田147番地
"	一 色 宣 征	東予市周布1591番地
"	岡 田 英 樹	周桑郡丹原町大字北田野135番地の2
"	佐 伯 伊太郎	周桑郡丹原町大字田野上方243番地1
"	野 口 勝 利	周桑郡丹原町大字田野上方201番地
"	木 曾 久	東予市石田633番地
"	武 方 仁 也	東予市北条1428番地の3
"	寺 田 順 子	東予市石田203番地の4
監 事	真 田 武	東予市吉田378番地
"	岡 田 理	東予市吉田1349番地の3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	手 嶋 鼎	東予市吉田379番地
"	一 色 康 浩	東予市吉田347番地
"	越 智 優	東予市吉田1471番地
"	越 智 秀 臣	東予市吉田620番地
"	真 田 満 雄	東予市吉田606番地
"	宇佐美 政 夫	東予市吉田1290番地の2
"	日 野 國 男	東予市吉田239番地
"	鈴 鹿 勇	東予市吉田482番地
"	近 藤 徳 衛	東予市周布1404番地
"	塩 崎 達 美	東予市周布1410番地
"	藤 原 幸 雄	東予市周布872番地の1
"	福 田 日出明	周桑郡丹原町大字田野上方114番地第2
"	佐 伯 伊太郎	周桑郡丹原町大字田野上方243番地1
"	兼 井 康 美	周桑郡丹原町大字北田野110番地の2
"	寺 田 順 子	東予市石田203番地の4
"	木 曾 久	東予市石田633番地

"	豊 島 祥一郎	東予市北条1490番地の1
監 事	真 田 武	東予市吉田378番地
"	鈴 鹿 英 明	東予市吉田478番地

○愛媛県告示第1399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	浅 野 修 一	北宇和郡吉田町大字立間尻甲428番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 家 文 男	北宇和郡吉田町大字奥浦甲1419番地

○愛媛県告示第1400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 西 勉	温泉郡川内町大字北方3195番地の1
"	黒 田 一 郎	松山市恵原町甲1281番地1

○愛媛県告示第1401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東予市三芳土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東予市庄内土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1403号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東予市楠河土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年 6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1404号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、周桑郡小松町明穂地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年 6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・明穂地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年 6月30日から 7月28日まで

3 縦覧場所

小松町役場

○愛媛県告示第1405号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成15年 6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	五百木 2 期地区	平成15年 5月 6日

○愛媛県告示第1406号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成15年 6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 12) 第14670号	平成12年 12月19日	(有)小野通信	小野貴久美	西条市福武甲1212 - 1	平成15年 4月28日	電気通信工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第15015号	平成14年 5月18日	(株)シマテクニカル	小野 廣明	新居浜市若水町 2 - 3 - 7	平成15年 4月30日	管工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第15010号	平成14年 5月14日	ひびき工業	梶原 響	伊予市上吾川甲557 - 1	平成15年 5月 1日	防水工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第11621号	平成14年 7月11日	谷口技建(株)	谷口 広信	八幡浜市大字大平 2 番 耕地1016	平成15年 5月 1日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第11991号	平成12年 7月29日	清家工務店	清家 義繁	西宇和郡三瓶町大字津 布理980 - 1	平成15年 5月 1日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 10) 第13999号	平成10年 5月 1日	(有)管工事センター	入川 正之	宇和島市文京町 1	平成15年 5月 1日	管工事業	法人の解散
(般 - 10) 第14127号	平成10年 10月28日	(有)景修園	吉川 修一	新居浜市萩生2133 - 29	平成15年 5月 2日	土木工事業 造園工事業	建設業の廃止
(般 - 11) 第14320号	平成11年 9月 2日	(株)プリヂストンスポーツ四国	丸尾 年彦	松山市朝生田町 2 - 2 - 25	平成15年 5月 6日	土木工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第13136号	平成12年 8月 8日	(株)ハウズドクター	重松 宗孝	今治市別宮町 7 - 1 - 23	平成15年 5月14日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第14884号	平成13年 12月19日	(有)エムエムハウス	村上 栄一	今治市常盤町 4 - 2 - 8	平成15年 5月21日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第5375号	平成12年 7月20日	福岡電気商会	福岡 哲雄	伊予三島市上柏町70 - 5	平成15年 5月21日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第11970号	平成12年 7月 3日	東洋道路(有)	山本 輝秋	今治市山路394 - 1	平成15年 5月22日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第3490号	平成13年 9月11日	伸和建設(株)	橋本 勝	松山市太山寺町1086 - 2	平成15年 5月22日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第12122号	平成12年 11月11日	(有)岩井商事	岩井 定男	伊予郡砥部町宮内587	平成15年 5月27日	土木工事業 管工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1407号

愛媛県工事執行規程（昭和39年8月愛媛県告示第695号）の一部を次のように改正し、平成15年7月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程第7条の規定は、同日以後に入札の通知を行う工事について適用し、同日以前に入札の通知を行った工事については、なお従前の例による。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「含む」の下に「。以下同じ」を加える。

第7条中「10分の1」の下に「（規則第133条の2第2項

の規定による調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けた者のうち、低入札価格調査に係る工事（知事部局以外の県の土木工事及び建築工事等を含む。）を施工中の者又は入札の期日から起算して過去1年以内に低入札価格調査を受けた者との契約にあつては、請負代金額の10分の3）」を加える。

第13条第5項及び様式第5号中「内容証明郵便」の下に「又は信書便の役務のうち内容証明郵便に準ずるもの」を加える。

○愛媛県告示第1408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町内子613番から	旧	メートル 24.4～27.6	キロメートル 0.028	
		同郡五十崎町大字古田甲1700番2まで	新	24.4～36.3	0.028	
"	鳥首五十崎線	喜多郡五十崎町大字古田甲1694番1から 同大字甲1699番6まで	旧	22.6～46.2	0.088	
		喜多郡五十崎町大字古田甲1694番1から 同大字甲1699番6まで 及び 喜多郡五十崎町大字古田甲1694番1から 同大字甲1700番7地先まで	新	22.6～46.2 7.4～34.0	0.088 0.134	

○愛媛県告示第1409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町内子613番から 同郡五十崎町大字古田甲1700番2まで	平成15年6月30日
"	鳥首五十崎線	喜多郡五十崎町大字古田甲1694番1から 同大字甲1700番7地先まで	"

○愛媛県告示第1410号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
西宇和郡三瓶町大字津布理字正勺141番及び地先水路
- 申請人の住所氏名
八幡浜市大字郷1番耕地12番地1
堀田建設株式会社

代表取締役 堀田 隆

3 図面省略

○愛媛県告示第1411号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、愛媛県土木部道路都市局建築住宅課まで申し出られたい。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定によりその免許を取り消す。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号又は名称	氏名又は代表者の氏名	免許番号	免許年月日
有限会社 ジェイホーム	近 藤 忠 直	愛媛県知事 ⁽¹⁾ 第4424号	平成10年7月28日

公 告

○公 告

平成14年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表について

社団法人全国公営住宅火災共済機構理事長濱典夫から通知のあった平成14年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	1 277
加入戸数	886 ,173戸
共済契約金額	5 ,866 ,226 ,756 ,000円
火災共済掛金	1 ,124 ,273 ,085円
被災戸数	347戸

火災共済給付金	352 ,775 ,397円
復興建築助成戸数	154戸
復興建築助成金	67 ,109 ,969円
住宅防火施設整備補助会員数	66
住宅防火施設整備補助金	27 ,610 ,600円
住宅災害見舞戸数	628戸
住宅災害見舞金	13 ,144 ,000円

2 収支計算

(1) 収 入

火災共済掛金収入	1 ,124 ,273 ,085円
建物管理の部収入	55 ,211 ,622円
その他の収入	366 ,055 ,153円
当期収入合計 ^(A)	1 ,545 ,539 ,860円
前期繰越収支差額	73 ,391 ,987円
収入合計 ^(B)	1 ,618 ,931 ,847円

(2) 支 出

事業費	522 ,551 ,875円
管理費	276 ,982 ,564円
建物管理費	22 ,177 ,473円
特定預金等支出	736 ,351 ,730円
当期支出合計 ^(C)	1 ,558 ,063 ,642円
当期収支差額 ^{(A) - (C)}	12 ,523 ,782円
次期繰越収支差額 ^{(B) - (C)}	60 ,868 ,205円

○公 告

愛媛県立伊予三島看護専門学校入学試験の実施について

愛媛県立伊予三島看護専門学校学則（平成9年愛媛県規則第2号）第10条第1項の規定による平成16年度愛媛県立伊予三島看護専門学校入学試験を次のとおり実施する。

平成15年6月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

期 日	場 所	修業年限	募集人員	受 験 資 格	卒業後の資格
(1) 一般入学試験 ア 学科試験 平成16年2月3日（火） イ 面接試験 平成16年2月4日（水） (2) 推薦入学試験 学科試験及び面接試験 平成15年11月20日（木）	伊予三島市 中之庄町字 浜之前1684 番地3 愛媛県立伊 予三島看護 専門学校	3年	30人（うち、推薦入学試験による募集人員は、9人程度）	高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成16年3月卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者。ただし、推薦入学試験を受ける場合にあつては、愛媛県内の高等学校又は中等教育学校を同月卒業見込みの者で、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦を受けたものに限る。	(1) 看護師国家試験の受験資格が得られる。 (2) 保健師学校養成所及び助産師学校養成所の受験資格が得られる。

2 学科試験科目

(1) 一般入学試験

国語Ⅰ（古文及び漢文を除く。）

数学Ⅰ

英語Ⅰ及び英語Ⅱ

(2) 推薦入学試験

小論文

3 入学願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

ア 一般入学試験

平成16年1月13日(火)から1月20日(火)まで

イ 推薦入学試験

平成15年11月4日(火)から11月10日(月)まで

ウ 郵送による場合は、一般入学試験及び推薦入学試験とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。

(2) 提出先

〒799 0422 伊予三島市中之庄町字浜之前1684番地3

愛媛県立伊予三島看護専門学校

4 提出書類等

(1) 次の書類等を提出すること。

ア 入学願書(募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル、横4センチメートルの写真を1枚はること。)

イ 受験写真票及び受験票(募集要項に添付の用紙を使用し、アと同じ写真を2枚はること。)

ウ 調査書その他これに相当する書類

エ 健康診断書(募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に医師の作成したもの。ただし、平成16年3月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者は、提出する必要がない。)

オ 受験票送付用封筒(募集要項に添付の封筒を使用すること。)

カ 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦書

(2) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙を入学願書の所定の欄にはるものとし、消印は、しないこと。

(3) 募集要項は、愛媛県立伊予三島看護専門学校へ請求すること(郵送を希望する場合は、200円分の郵便切手をはった角形2号(33.2センチメートル×24.0センチメートル)の返信用封筒を同封のこと。)

5 合格発表

(1) 一般入学試験

平成16年2月20日(金)午前9時に愛媛県立伊予三島看護専門学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

(2) 推薦入学試験

平成15年12月5日(金)に在学高等学校又は中等教育学校の校長を通じて、可否を本人あて通知する。

6 問い合わせ先

愛媛県立伊予三島看護専門学校

電話 (0896)24 5755

任 免 辞 令

○任免辞令

5月25日

愛媛県技術吏員 川 村 浩 司

死亡

6月15日

愛媛県事務吏員 高 畠 昌 明

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)

6月16日

鈴 木 洋 一 郎

愛媛県事務吏員に任命する

行政職10級を命ずる

経済労働部産業支援局長を命ずる